

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議 設置要綱

(設置)

第1条 県民、事業者や消費者の関係団体、行政などが一丸となって食品ロス・食品廃棄物の削減に取り組む機運の醸成を図り、全県的な食品ロス・食品廃棄物削減の運動を展開していくため、富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 県民会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 食品ロス・食品廃棄物削減に関する取組みの検討及びその推進に関すること。
- (2) 食品ロス・食品廃棄物削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 県民や事業者に対する食品ロス・食品廃棄物削減の普及啓発に関すること。
- (4) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 県民会議の委員は、学識経験者、事業者、消費者団体及び行政機関の代表者等のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 必要な意見を聴くため、推進会議に、特別委員を置く。

2 特別委員は、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 県民会議に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、富山県知事をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又は委員のうちあらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 県民会議に、特定の事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第7条 県民会議は、必要に応じ知事が召集する。

2 会議の議事進行は、会長又は会長が指名したものが行う。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、富山県農林水産部長が、会議を進行する。

(事務局)

第8条 事務局は、富山県農林水産部農産食品課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。